

○ 教育職員免許状（専修）の取得

● 玉川大学大学院修士課程及び専門職学位課程で取得できる教育職員免許状の種類および教科

文学研究科	哲学専攻	中学校教諭専修免許状(社会)
		高等学校教諭専修免許状(公民)
	英文学専攻	中学校教諭専修免許状(英語)
		高等学校教諭専修免許状(英語)
農学研究科	資源生物学専攻	高等学校教諭専修免許状(農業)
工学研究科	機械工学専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)
	電子情報工学専攻	高等学校教諭専修免許状(工業)
マネジメント研究科	マネジメント専攻	高等学校教諭専修免許状(商業)
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状
		小学校教諭専修免許状
教職大学院	教職専攻	小学校教諭専修免許状

● 専修免許状取得の条件

取得希望の専修免許状の基礎となる1種免許状を取得していること。あるいは、1種免許状を取得見込みであること。

● 専修免許状の取得方法

大学院の修士課程において、「教科に関する科目」または「教職に関する科目」を24単位修得し、修士の学位を有することによって取得できます。

なお、玉川大学大学院では、各研究科ごとに定められた履修方法に従い、修了に必要な単位を充足することによって、上記24単位を修得したことになります（マネジメント研究科を除く）。

ただし、農学研究科「天敵昆虫学特論」および工学研究科「知的財産論」の2科目は、専修免許状取得にかかわる単位としては認められません。



専修免許状取得希望の学生は、修士課程2年次（専門職学位課程の場合は卒業年度の初め）に「専修免許状取得希望届」の提出についての指示を教職センターにて受けること。理由なく欠席すると、今後の免許状にかかわる手続きが個人申請になり、年度内に免許状が取得できなくなる場合があります。